新しい 民生委員・児童委員 の皆さんです。

●問い合わせ　役場福祉課　福祉係　☎096(293)3510

～住民と行政をつなぐ福祉のパイプ役～

民生委員・児童委員は地域住民の生活と福祉の向上を目的に、相談援助活動で地域の実態を把握し、援護が必要な人には行政や社会福祉協議会などをつなぐパイプ役になって問題の解決に努めています。

また、児童委員として児童福祉の向上や児童虐待の問題などにも取り組んでいます。特に主任児童委員は、児童に関するさまざまな問題の相談や支援を行っています。

任期：令和７年12月１日～令和 10年11月30日

対象行政区	委員候補者名（敬称略）
内牧・外牧	川原　美代子
錦野	中林　智代美
岩坂（一部）・鳥子川	津田　浩昭
岩坂（一部）	申斐　年子
瀬田・吹田	岩﨑　やよ㐂
大林	小西　覚
森	吉岡　久美子
上陣内・中島	元田　正信
中陣内	岩切　昭仁
鍛冶	樋口　初代
下陣内	上田　秀司
町	谷本　堅二
下町	原野　一彦
立石	松本　カズヨ
緑ヶ丘	大山　利秋
上鶴	藤原　智恵美
上大津	福嶋　正則
楽善	清嶋　千代子

対象行政区	委員候補者名（敬称略）
日吉が丘	中田　孝一郎
中央	歌岡　富貴子
中学通り	吉田　和信
室東	児島　哲二
室西（一部）	笠　誠
室北（一部）	後藤　辰豊
室北（一部）	松本　晴美
あけぼの	井　江津子
灰塚	大見謝　厚子
新（一部）	佐藤　泰子
新（一部）	原　順彦
引水（一部）	月尾　幸信
引水（一部）	里方　宏治
引水東（一部）	上野　ゆかり
引水東（一部）	佐藤　みほ子
高尾野・新小屋	家入　正幸
美咲野一丁目	秋岡　利明
美咲野二丁目・四丁目	野山　ひろみ

対象行政区	委員候補者名（敬称略）
美咲野三丁目	青木　由美子
大津東（一部）	吉野　とみ子
大津東（一部）	牟田口　一惠
大津東（一部）	本田　方代子
下猿渡・御所原・馬場	中野　英二
上猿渡・そよかぜ台・ラヴィアン大津	坂本　一正
宮本・仮宿・多々良・米山	山下　忠
真木・古城	吉良　登美子
御願所・上中・護東	田上　あつみ
下中・片俣	藤原　房敏
杉上・上の原・今村	津田　博夫
杉下・小林	合志　百合子
つつじ台	松山　照代

主任児童委員	太田　昭子
	津留　武芳
	佐賀　文男

※「後迫」「駅通」「室西(一部)」「北出口・室北(一部)」「源場」「桜丘」地区については、現在、推薦候補者をさがしています。
「上鶴南」「西嶽・松古閑・塘町」「水源町・西窪」地区については、候補者の推薦中です。

お世話になりました ～退任された民生委員・児童委員の皆さん～

長年にわたり民生委員・児童委員を務めた皆さんに、厚生労働大臣、熊本県知事、町と町社会福祉協議会から感謝状が授与されました。
※厚生労働大臣感謝状は在任期間６年以上の人に、県知事感謝状は在任期間３年以上の人に、町・町社協感謝状は全員に授与されました。

小野　ケサ子	日吉が丘	15年０カ月
米村　磨理子	駅通	９年０カ月
興梠　美智雄	大津東（一部）	９年０カ月
千田　恭子	桜丘	９年０カ月
吉田　廣和	主任児童委員	９年０カ月
山部　明美	上鶴南	６年０カ月
今村　其志子	水源町・西窪	６年０カ月
坂本　寛	引水（一部）	６年０カ月
吉良　利子	真木・古城	６年０カ月
安永　隆敏	杉下・小林	６年０カ月
阪田　愛子	内牧・外牧	３年０カ月
平山　一代	錦野	３年０カ月
本山　玲子	岩坂・鳥子川	３年０カ月
村上　千春	瀬田・吹田	３年０カ月
小西　秋実	大林	３年０カ月
永松　洋一	緑ヶ丘	３年０カ月
高永　和也	後迫	３年０カ月
今村　俊之	上大津	３年０カ月
住本　力	西嶽・松古閑・塘町	３年０カ月
大塚　洋治	室東	３年０カ月
永野　八代子	新（一部）	３年０カ月
坂本　ゆみ	引水（一部）	３年０カ月
三池　西郎	宮本・仮宿・多々良・米山	３年０カ月
桐原　栄一	杉上・上の原・今村	３年０カ月
中田　重男	源場	３年０カ月
橋本　美人	つつじ台	３年０カ月
河田　剛子	立石	２年９カ月
宇野　熊信	下猿渡・御所原・馬場	２年９カ月
村山　茂樹	下中・片俣	２年９カ月

ほうかつ便り

高齢者虐待を知って防ごう!!

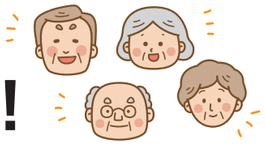

●問い合わせ　町地域包括支援センター　☎096(292)0770

高齢者虐待とは？

平成18年４月１日に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）が施行されました。この法律は高齢者虐待の防止、養護者に対する支援などに関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的としています。高齢者虐待にはさまざまな種類があります。以下はその例です。

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

【具体例】殴る、蹴る、たたく。
ベッドに縛りつける。一定の場所から出られなくする。
本人へ向けて物を投げつけたりする。

経済的虐待

養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【具体例】日常に必要な金銭を渡さない。使わせない。
年金や預貯金を無断で使用する。
入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。

介護の世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

【具体例】入浴をさせず異臭がする。
必要な介護、医療サービスを制限する。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言または拒絶的な対応など、心理的外傷を与える行動を行うこと。

【具体例】排泄の失敗を嘲笑する。それを人前で話す。
怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
侮辱を込めて、子どものように扱う。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること。または高齢者にわいせつな行為をさせること。

【具体例】懲罰的に下半身を裸にして放置する。
わいせつな映像や写真を見せる。
人前で排泄行為をさせる。

「高齢者虐待防止の推進」研修会を開催

昨年11月13日、高齢者権利擁護の促進のため県高齢者・障害者虐待対応専門職チームから森枝大輔（もりえだ だいすけ）弁護士を講師に招き、研修会を実施しました。「施設・事業所職員に期待される高齢者虐待対応」について講演が行われ、町内各介護事業所から65人が参加しました。参加者からは「事例についての検証が聞けて良かった」などの感想が寄せられました。

高齢者虐待対応について説明する森枝弁護士